



# 大津市公報

市章

平成28年4月1日  
号外(第36号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

○ 企業局管理規程	
3 大津市企業局事務分掌規程の一部改正	1
4 大津市企業局事務決裁規程の一部改正	3
5 大津市企業局職員の職名規程の一部改正	4
6 大津市企業職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正	5
7 大津市下水道条例施行規程の一部改正	5
8 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正	5
○ 教育委員会規則	
22 大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則	12
23 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	13
○ 教育委員会教育長告示	
1 公印の新調及び廃止について	13

## 企 業 局 管 理 規 程

## 大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局事務分掌規程(昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大津市公営企業管理者 山本博志

第2条第1項中「企業総務課 総務係 職員係 情報管理係」を 「企業総務課 総務係 人事係 情報管理係  
に、「契約監理課 契約管理係 技術監理係」を 「契約管財課 契約管理係 管財係 に、「お客様設備課  
第2条第1項中「企業総務課 総務係 職員係 情報管理係」を 「企業総務課 総務係 人事係 情報管理係  
に、「契約監理課 契約管理係 技術監理係」を 「契約管財課 契約管理係 管財係 に、「お客様設備課  
を「お客様設備課」に改め、同条第3項中 「危機管理室」を 「危機管理室」を 「危機管理室」を 「ガス自由化対策  
を「お客様設備課」に改め、同条第3項中 「危機管理室」を 「危機管理室」を 「危機管理室」を 「ガス自由化対策  
危機管理室」を 「企業総務課」に、「営業推進課」に、「営業推進課」に、「ガス自由化対策  
契約監理課」を 「企業総務課」に、「営業推進課」に、「営業推進課」に、「ガス自由化対策  
工事監理課」を 「危機管理室」を 「危機管理室」を 「ガス普及促進室  
工事検査室」

準備室

を「ガス自由化対策室」に改める。

第2条の2中「経営経理課」を「経営戦略課、経営経理課、工事監理課」に改め、「営業推進課」を削る。

第3条第2項中「、管理監」を削る。

第4条の表管理監の項を削る。

第5条第1号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、オの次に次のように加える。

カ 広報に関すること。

第5条第1号クを次のように改める。

ク 水道及びガスの販売促進に関すること。

第5条第1号中サをシとし、コをサとし、ケの次に次のように加える。

コ 財産に関すること。

第5条第2号シを削る。

第6条総務係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条職員係の項中「職員係」を「人事係」に改める。

第22条を第23条とする。

第21条経営戦略室の項を次のように改める。

営業推進室

- (1) 水道及びガスに係る市場調査及び宣伝広告活動並びにこれらに係る企画立案に関すること。
- (2) 水道及びガスに係る営業に伴う調査及び研究に関すること。
- (3) ガスの需要開発及び普及サービスに関すること。
- (4) ガス関連会社との連絡調整に関すること。
- (5) 室の一般庶務に関すること。

第21条工事検査室の項を削り、同条ガス自由化対策準備室の項中「ガス自由化対策準備室」を「ガス自由化対策室」に改め、同条ガス普及促進室の項を削り、同条を第22条とする。

第20条を第21条とする。

第19条中「、汚泥焼却場」を削り、同条を第20条とする。

第18条を第19条とする。

第17条計画調整係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条業務管理係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、第7号を第3号とし、第8号を第4号とし、第9号を第5号とし、同条管路維持係の項に次の2号を加え、同条を第18条とする。

(6) 下水道台帳(雨水渠を除く。)の管理に関すること。

(7) 管路施設の占用更新等の申請に関すること。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を削り、第13条を第15条とし、第9条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第8条(見出しを含む。)中「契約監理課」を「契約管財課」に改め、同条契約管理係の項中第5号から第7号までを削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条技術監理係の項を次のように改める。

#### 管財係

- (1) 局の財産の管理、登記及び処分の総括に関すること。
- (2) 局が所管する市有自動車の点検整備に関すること。
- (3) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (4) その他資材に関すること。

第8条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

#### (工事監理課の分掌事務)

**第10条** 工事監理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 請負工事及び給配水施設工事の承認に係る検査に関すること。
- (2) 請負工事及び給配水施設工事の承認に係る検査に伴う技術指導に関すること。
- (3) 水道、下水道及びガス施設情報の管理及び運営に関すること。
- (4) 企業局技術委員会に関すること。
- (5) 課の一般庶務に関すること。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

#### (経営戦略課の分掌事務)

**第7条** 経営戦略課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 局の事業の総合計画に関すること。
- (2) 水道事業、下水道事業及びガス事業の基本計画の総合調整に関すること。
- (3) 水道事業、下水道事業及びガス事業の経営戦略に関すること。
- (4) 経営に伴う企画、調査及び研究に関すること。
- (5) 料金及び使用料の制度の調査及び研究に関すること。
- (6) 料金改定の総合調整及び料金設定に関すること。
- (7) 各事業の運営に関する資料の収集に関すること。
- (8) 諸統計及び業務状況の公表に関すること。
- (9) 局の広報戦略の策定及び広報活動に関すること。
- (10) 官民連携に関すること。
- (11) 民間資金等の活用に関する調査及び研究に関すること。
- (12) 課の一般庶務に関すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において水道ガス部ガス計画管理課ガス自由化対策準備室主幹の職を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、水道ガス部ガス計画

管理課ガス自由化対策室主幹の職を命ぜられたものとみなす。

3 施行日の前日において水道ガス部ガス計画管理課ガス自由化対策準備室長兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、水道ガス部ガス計画管理課ガス自由化対策室長兼務を命ぜられたものとみなす。

4 施行日の前日において企業総務部契約監理課副参事を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、企業総務部契約管財課副参事を命ぜられたものとみなす。

(大津市企業局文書取扱規程の一部改正)

5 大津市企業局文書取扱規程(昭和30年公営企業部管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、経営戦略室」を「営業推進室」に改め、「工事検査室」を削り、「ガス自由化対策準備室」を「ガス自由化対策室」に改める。

別表財産、营造物、起債に関する文書の項中「企業総務課」を「契約管財課」に改め、同表調査、研究、統計に関する文書の項中「経営戦略室」を「経営戦略課」に改め、同表企業局の発行する刊行物等の項中「企業総務課」を「経営戦略課」に改める。

(大津市企業局会計規程の一部改正)

6 大津市企業局会計規程(昭和39年公営企業部管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項並びに第40条中「契約監理課長」を「契約管財課長」に改める。

(大津市企業局公印規程の一部改正)

7 大津市企業局公印規程(昭和59年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「契約監理課の」を「契約管財課の」に、「契約監理課長」を「契約管財課長」に改める。

(大津市企業局入札監視委員会規程の一部改正)

8 大津市企業局入札監視委員会規程(平成24年企業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第8条中「企業局企業総務部契約監理課」を「企業局企業総務部契約管財課」に改める。

#### 大津市企業局管理規程第4号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大津市公営企業管理者 山本博志

第2条第11号中「(次号に規定する室長を除く。)」を削り、同条第12号中「室長(ガス普及促進室長に限る。)」を削る。

第5条の2中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表中「経営戦略室長」を「経営戦略課長」に、「契約監理課長」を「契約管財課長」に改める。

別表第1号の表1の部6の項を次のように改める。

6 事務の処理基準、要領、手續 等の決定又は変更 (1) 重要なもの (2) その他のもの						企業総務 課長
--	--	--	--	--	--	------------

別表第1号の表3の部18の項中	企業総務 課長	を	企業総務 課長の合 議は告示 及び公告 に関する ものに、 経営戦略 課長の合 議は広報 に関する ものに限 る。	に改め、同表5の部
-----------------	------------	---	--	-----------

1の項、2の項及び4の項中

企業総務
課長
経営経理
課長

を

企業総務
課長
経営経理
課長
契約管財
課長

に改め、同部5の項から7の項まで及び9の項中

企業総務
課長
経営経理
課長

経営経理
課長
契約管財
課長

に改め、同部10の項中

企業総務
課長
経営経理
課長

企業総務
課長
経営経理
課長
契約管財
課長

に改め、同部11の

項中

企業総務
課長
経営経理
課長

経営経理
課長
契約管財
課長

に改め、同部12の項中「企業総務課長」を「契約管財課長」に改め、同

部13の項中

企業総務
課長
経営経理
課長

企業総務
課長
経営経理
課長
契約管財
課長

に改め、別表第2号の表経営経理課の部の次に次のように加える。

営業推進室	1 ガス供給契約に関する事務	1 ガス供給契約の締結 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 一般的なもの		○						経営経理 課長 経営経理 課長
					○					
						○				
							○			

別表第2号の表契約監理課の部中「契約監理課」を「契約管財課」に改め、同号の表工事検査室の部中「工事検査室」を「工事監理課」に改め、同号の表営業推進課の部を削り、同号の表下水道計画管理課の部2の款及び

下水道整備課の部1の款1の項中

企業総務
課長
経営経理
課長

を

経営経理
課長
契約管財
課長

に改める。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**大津市企業局管理規程第5号**

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大津市公営企業管理者 山本博志

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 大津市企業局管理規程第6号

大津市企業職員の条件附採用期間評価に関する規程（平成22年企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

題名中「条件附採用期間評価」を「条件付採用期間評価」に改める。

本則中「条件附採用期間評価（）」を「条件付採用期間評価（）」に、「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「第40条第1項の規定による勤務成績の評定」を「第23条の2第1項の規定による人事評価」に、「大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程」を「大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 大津市企業局管理規程第7号

大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第15条の3第1項の表1の項中「この表において」を削る。

第21条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定による」を「法第10条第1項ただし書の」に改め、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 公営企業管理者は、前項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認める場合に限り、法第10条第1項ただし書の許可をすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する下水（公営企業管理者が別に定める水質基準に適合するものに限る。）を排除しようとするものであるとき。

ア 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場又は大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）第2条第3号に規定する汚水発生施設を設置する工場若しくは事業場からの処理水（生活に起因するものを除く。）

イ 間接冷却水、プール排水その他これらに類する下水

(2) 下水を水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排出する設備と排水設備を完全に分離した排水系統とし、かつ、当該排水系統が容易に確認できるものであるとき。

第21条第3項中「前項の申請により排水設備の設置義務の免除を許可」を「公営企業管理者は、法第10条第1項ただし書の許可を」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 大津市企業局管理規程第8号

大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

様式第2号（裏）第5項中「決定」を「処分」に、「行政不服申立て等」を「審査請求」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 市街化区域

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## (2) 市街化調整区域

この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）及び行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がない場合
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

様式第7号（裏）を次のように改める。

(裏)

## 教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## 様式第8号中

「この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

## 「教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第10号（裏）を次のように改める。

(裏)

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

**様式第11号中**

「この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

**「教示」**

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

**様式第12号中**

「この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

**「教示」**

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。」

改める。

様式第14号（裏）を次のように改める。

(裏)

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## 様式第17号中

「3 この処分に不服があるときは、この通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 以内に大津市長に対して、規定に基づく審査請求をすることができます。

また、この通知書の交付を受けた日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。」

「3 この処分に不服があるときは、次の各号に掲げる負担金に係る土地が所在する区域の区分に応じ、当該各号に規定する方法により審査請求をすることができます。

## (1) 市街化区域

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表者となります。）、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

## (2) 市街化調整区域

この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して地方自治法（昭和22年法律第67号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として（大津市公営企業管理者が被告の代表となります。）提起することができます（なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がない場合
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合

改める。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 教育委員会規則

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則を公布する。

平成28年4月1日

大津市教育委員会  
教育長 桶 谷 守

## 大津市教育委員会規則第22号

大津市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定により教育長があらかじめ指名する教育委員会の委員（以下「職務代理者」という。）が教育長の職務を行う場合における法第25条第4項の規定による事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (事務の委任)

**第2条** 職務代理者は、法第25条第4項の規定に基づき、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第5号）第2条の規定により教育長に委任された事務を教育委員会事務局の職員に委任するものとする。

## (委任する職員)

**第3条** 職務代理者が前条の規定により事務を委任する職員は、次に掲げるとおりとする。

第1順位 教育次長の職にある者

第2順位 政策監の職にある者

第3順位 教育監の職にある者

## (報告等)

**第4条** 職務代理者は、必要があると認めるときは、受任者に対し、委任した事務について報告を求め、又は指示を行うことができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月1日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

## 大津市教育委員会規則第23号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表教育次長の項中「図り」を「図るとともに、教育施策の推進に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たり」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会教育長告示

## 大津市教育委員会教育長告示第1号

公印を新調し、及び廃止したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

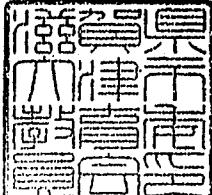
平成28年4月1日

大津市教育委員会

教育長 桶 谷 守

## 1 新調

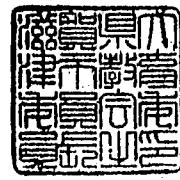
教育委員会印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市教育委員会印	委員会名をもって発する一般文書用	人事課長	平成28年4月1日	

職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市教育委員会教育長之印	教育長名をもって発する文書用	人事課長	平成28年4月1日	

2 廃止  
職印

公印の名称	用 途	管守者	使用廃止期日	印 影
滋賀県大津市教育委員会委員長之印	委員長名をもって発する文書用	教育総務課長	平成28年4月1日	
大津市立坂本公民館分館長之印	館長名をもって発する文書用	坂本公民館分館長	平成28年4月1日	